

# 申京煥裁判

## 証言集・第3集

◻◻

■ 1977. 12.5 申京煥氏…… 1 P

■ 1978. 2.14 有吉克彦氏……23 P

◻◻

## 証言集・第三集の発行に際して

申京煥君の裁判は、去る二月十四日の第21回の公判で最終準備書面を提出し、結審しました。一九七三年十一月の提訴以来、実に四年三ヶ月を費しています。近々、判決が出されることとなります。

この証言集・第三集には、昨年十二月五日第20回公判での原告・申京煥君の証言と、当日、急遽証言に立ったアジア人権センター事務局長・有吉克彦氏の証言を収録してあります。

申君は、ヨンコバのこと、宝塚韓国小学校のこと、中学・高校での朝鮮人としての体験、強盗事件のこと、刑務所・大村収容所のこと等を淡々と証言しています。この四年有余の裁判の過程で、もつともしんどい目をしたのは原告の申君自身だと思いますが、その申君自身の証言をぜひ読んでいただきたいと思えます。

有吉克彦氏は、証言の予定はありませんでしたが、結審の日、証拠の認否の時に、原告がすでに提出してあった第六次日韓会谈の会議録について被告（国側）が「不知」と発言したため、直接その資料を確認している有吉氏が、議事録の証拠としての価値を追認させるために証言したものです。（詳しくは、支える会ニュース21号参照）

証言集は、この第三集で終ります。第一集（崔昌華、金泰浩、井熊一郎、佐藤勝巳）、第二集（李仁夏、金弼連、申点粉）もぜひお読み下さい。

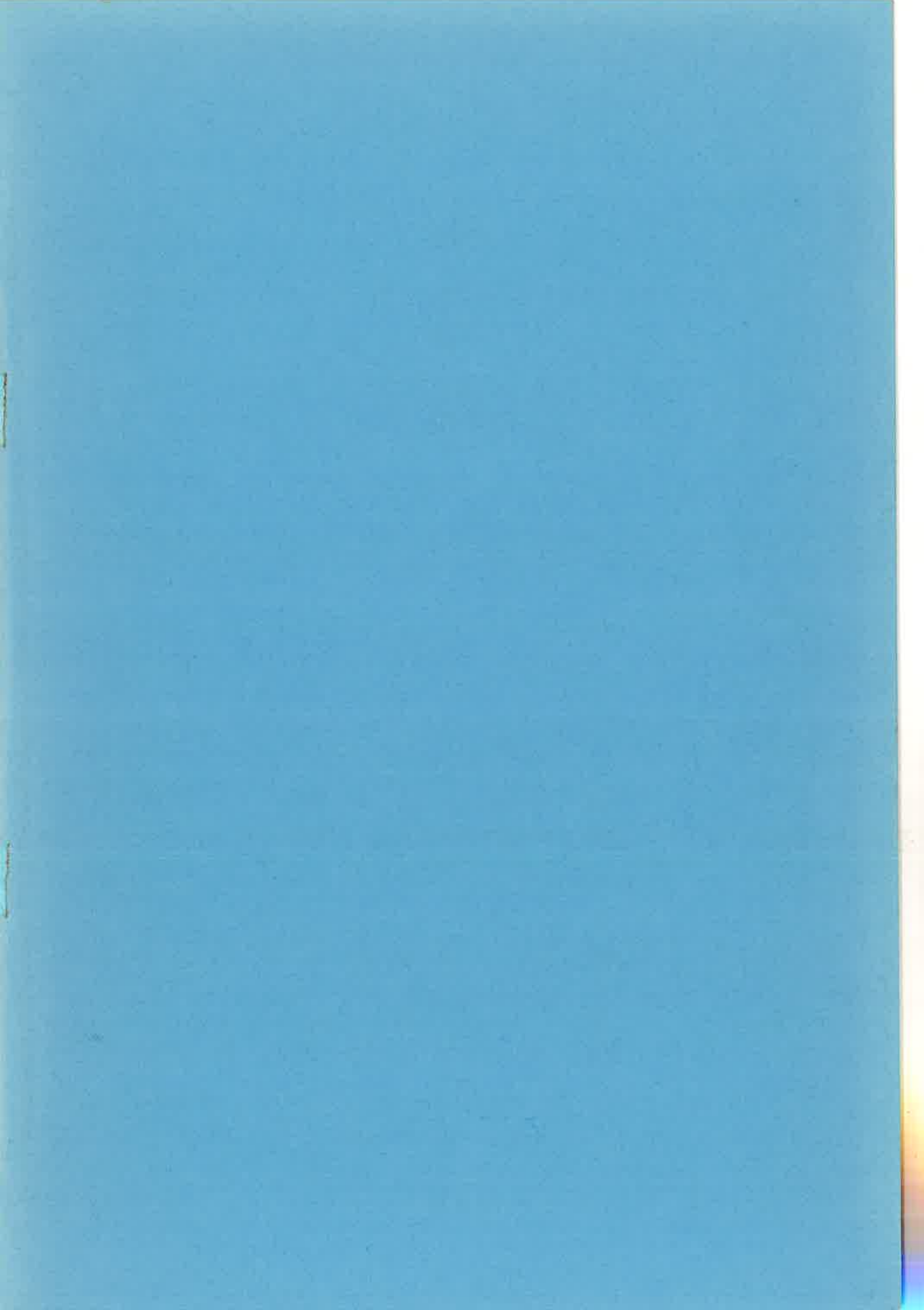
他に、訴状から最終準備書面までのすべての準備書面、高野鑑定書および判決を加えた公判資料集を、発行する予定にしています。今までの御支援に感謝するとともに、申君事件の「解決」まで見届けていただくようお願いいたします。

一九七八年四月十五日

申京煥君を支える会・事務局

# 証 言 9

証		人	
職業	年齢	氏名	期日
自動車運転手	二十九才	申京煥	一九七七年十二月五日



原告代理人（中平健吉弁護士） 今、あなたが述べたように、一九四八の一月一日に、宝塚で生まれたんですね。

証人 はい。

原告代理人 あなたの兄弟は、何人おられますか。

証人 七人です。

原告代理人 あなたは、その一番下ですね。

証人 いえ。下から二番目です。

原告代理人 点粉さんは、あなたの妹さんでしたか。

証人 はい。

原告代理人 一九五三年に、民団の韓国小学校にはいったんですね。

証人 はい。

原告代理人 これは五歳で、一年早いように思うんですが、これはどういう理由からだったんでしょうか。

証人 生活が貧しく、両親が共稼ぎをしていたもので、自分と妹二人の面倒をみるのが、できなくて、保育園代わりに、一年早く、小学校にはいったんです。

原告代理人 お母さんも共稼ぎで、あなたの面倒をみれないので、あなたを学校へあずけて、妹さんだけを連れて、働きに行つたというようなことですか。

証人 そうです。

原告代理人 お父さんは当時どういう仕事をしておられましたか。

証人 大阪碎石で、トロッコをおしてました。

原告代理人 お母さんは、どういう仕事をしてましたでしょうか。

証人 市の失業対策に。

原告代理人 失対の仕事に、出てたわけですね。

証人 はい。

原告代理人 この宝塚の韓国の小学校というのは、今からみると、大変お粗末な校舎で、そして日曜日には、ここで教会が開かれていたんですね。

証人 そうです。

原告代理人 あなたは、小さいときからその小学校へ行き、また、日曜日には、教会学校へ行ってたわけですね。

証人 はい。

原告代理人 崔昌華先生は、そのの先生だったわけですね。

証人 そうです。

原告代理人 何年から何年まで、習ったんですか。

証人 小学校五年と六年です。

原告代理人 あなたのお兄さんが、お亡くなりになったということ、あなたの家庭にとって大変ショックの大きかった事件のようですが、あなたはそれを覚えていらつしゃいますか。

証人 はい。

原告代理人 いくつものときのことですか。

証人 確か、七つだったと思います。

原告代理人 これは一番上のお兄さんでしたか。

証人 そうです。

原告代理人 あなたはお兄さんの記憶はありますか。

証人 はい。

原告代理人 どんなことを覚えていますか。お兄さんのことを。

証人 非常にやさしくて、すぐかわいがってもらいました。

原告代理人 そのお兄さんがお亡くなりになったことについて、点粉さんがいろいろ述べておられるので、詳しくお聞きする必要はないんですが、そのころを境にして、お父さんやお母さんが変わったんですか。

証人 はい。それまであまり酒など飲まなかったんですけど、すぐ酒を飲むようになりました。

原告代理人 小学校時代のことで、あなたの今非常に印象の強いことを、一つだけ何かあったら述べてくれませんか。

証人 ……

原告代理人 小学校時代のつらかったことでもうれしかったことでもないんですけど。

証人 ……学期末に、その年の成績がよかったということ  
で表彰されたことを覚えています。

原告代理人 小学校のときは大変学校の成績がよかった、というふうに崔昌華先生も述べておられたと思いますが、よかったわけ。

証人 自分ではそう思ってます。

原告代理人 表彰されたことが、今でも大きな思い出になるほど嬉

しかったということですか。

証人 はい。

原告代理人 この宝塚の第一中学というのに、一九五九年にはいつたんですが、これは日本の公立の学校ですね。

証人 私立です。

原告代理人 私立の日本人の学校ですか。

証人 はい。

原告代理人 一才小さくて中学校にはいつたんですけど、その中学でいじめられるとか、そんなようなことはなかったですか。

証人 たびたびありました。

原告代理人 あなたが、申京煥という本名でなくて、通名を名乗るようになったのは、この中学のころですか。

証人 そうです。

原告代理人 何という名前を使ってたんですか。

証人 平山勝夫です。

原告代理人 それから、一九六二年、あなたが一四才のときに、県立有馬高校の園芸科にはいつて、一九六五年の三月にそこを卒業したということになっておりますが、それはこのとおりまがいありませんね。

証人 はい。

原告代理人 あなたは自分が日本に住んでいるけれども、実は韓国人なんだということを意識するようになったのは、いくつのころか

らですか。

証人 中学校には行ってからです。

原告代理人 最初、どういう形で、自分が韓国人であるということ意識しましたか。

証人 知らず知らずのうちに、級友たちから朝鮮人とかそういう侮辱的なことばの中からです。

原告代理人 日本の子どもたちといっしょに学校へ通うようになってたわけですが、そこで日本の子どもたちから、お前は朝鮮人だというふうな侮辱的なことばを言われるようになって、自分が朝鮮人だということ意識するようになったんですね。

証人 はい。

原告代理人 卒直に言って、あなたは朝鮮人に生まれたことを、そのころやっぱり非常にいやなこと、というふうに感じましたか。

証人 はい。

原告代理人 あなたが住んでおられた、あなたのうちがあった四工場のあたりは、大体、韓国人のかたたちが住んでおりましたね。

証人 そうです。

原告代理人 あなたの先輩の韓国人青年たちは、どういう職業に、皆、ついておりましたか。

証人 大体において、土木関係です。

原告代理人 土工ですか。

証人 はい。土工とか、良くてダンプの運転手。

原告代理人 自分も大きくなったら、結局はあゝいう仕事につくことになるんだろう、というような気持を持ちましたか。

証人 はい。

原告代理人 そういうことを考えるときに、どんな気持になりましたか。

証人 自分が韓国人だから、勉強なんかしてもしようがないと思いました。

原告代理人 勉強しても努力してもほかの人のようにはなれないと、ほかの人とは差別されるんだと、いうことを小さなときに知ったときの気持というのを、そういう経験のないわれわれにもわかるようなことばとどうか、表現で、できるだけ説明してもらいたいと思うんですけれども。

証人 ……

原告代理人 難しいですか。

証人 ……

原告代理人 それじゃ、そういうことを知った場合に、あなた自身は、どういうことになりましたか。

証人 もう一度言ってもらえませんか。

原告代理人 在日韓国人のあなたの先輩の人たちが、今あなたが言ったような職業についておって、自分も大きくなったら、結局あゝいう職業につくだろうということを知ったとき、あなたは、さつき、一生懸命やる気を失なうというようにおっしゃったんですね。

証人 はい。

原告代理人 そういう気持から、あなたの生活は、どういうふうになつていきましたか。

証人 ……

原告代理人 勉強をしなくなれば、勉強がわからなくなるね。

証人 はい。

原告代理人 そうすると、学校へ行っても面白くなくなりますね。

証人 はい。

原告代理人 そういうことが、君の上にも起きてきたわけですか。

証人 はい。

原告代理人 それから、この年代の若者は、荒れるということがあ  
るんですけども、あなた自身も生活が荒れるというか、むしろむ  
しゃした気持を、いろんな形でぶつける、と。ときには人とけんか  
をするとか、そういうようなこともあったわけでしょうか。

証人 はい。

原告代理人 それから、そういう同じような気持の者たちがいつし  
よになつてそういう友だちと交じわる、というようにすることも起きる  
わけですか。

証人 はい。

原告代理人 被告側から出されてる書面の中に、あなたの前歴の  
ものがあるんですか。

証人 はい。

原告代理人 鑑別所に入れられたことがあったんですね。

証人 はい。

原告代理人 このときには幸いに保護観察ということで、鑑別所か  
ら、うちへ帰してもらつたわけですね。

証人 はい。

原告代理人 一九六五年、昭和四〇年、あなたは、県立有馬高校を  
卒業しましたね。

証人 はい。

原告代理人 就職のことは、どういうことになりましたか。

証人 就職は、一つだけ、自動車会社に試験を受けに行きま  
した。

原告代理人 その結果は、どうでしたか。

証人 不採用だったです。

原告代理人 それでどうしたの。

証人 それで、しかたなく近所の人が、働いている三和土木  
というところに、入れてもらいました。

原告代理人 三和土木というのは、宅地の開発でもやっていたん  
ですか。

証人 そうです。

原告代理人 そういう土木会社にはいつたわけですか。

証人 そうです。

原告代理人 そして、最初は、ショベルカーの見習いになって、



証人　そうです。

原告代理人　そして、シヨベルカーの運転をしておったわけですね。

証人　はい。

原告代理人　学校を出て一年ぐらいたったあとに、本件で大変大きな問題になっているあなたの前科。この強盗事件が起きたわけですね。

証人　はい。

原告代理人　この仲間は、大部分が韓国人のようですけど、これは、あなたの地域に住んでいる人たちですか。

証人　そうです。

原告代理人　あなたの同胞の韓国人の先輩や仲間たちですね。

証人　そうです。

原告代理人　これは、そういう土木現場で働いておって知り合いになつたわけですか。

証人　いえ。

原告代理人　そうじゃない。

証人　はい。

原告代理人　どういうこと。

証人　小さいときからの友だちです。

原告代理人　四工場出身の人たちですか。

証人　そうです。

原告代理人　お父さんは、あなたがいくつのころまで働いていまし

たか。

証人　高校三年生のときだったと思います。

原告代理人　そのころまでは、さっき言ったような土工のような仕事ができなかったわけ。

証人　そうです。

原告代理人　その後、どういう病気になって、働けなくなったんですか。

証人　結核。

原告代理人　それで、一九六八年に静岡の裁判所で判決があつて、東京高裁に控訴をしたけれども、控訴棄却になって、刑が確定したのが一九六八年、昭和四三年の秋でしたね。

証人　はい。

原告代理人　で、刑務所へ行って、最初は中野刑務所、それから水戸刑務所、松江刑務所というようなところをずっと回されていたわけですが、刑務所におけるあなたの生活についてお聞きしますが、結果的には、五カ年とちょっとで仮釈放になりましたね。

証人　はい。

原告代理人　これは、刑期の大体三分の二ぐらいで仮釈放になりますから、われわれの常識でいうと、服役態度がきわめて良かったというふうにとれるんですが、そうだったんでしょうか。

証人　はい。

原告代理人　中ではどういうことになるんですか、だんだん処遇の

審級が上がっていくんですか。

証人 はい。

原告代理人 最初は何級からですか。

証人 四級から一級まであります。

原告代理人 なんか表彰を受けたこともあるように聞いたんだけど、  
どういう表彰でしたかね。

証人 無事故表彰ということで、年間を通じて訓戒とか微罰  
事犯を起さなかった者に対して、表彰するわけなんです。

原告代理人 それは、半期に一度ぐらいですか。

証人 いえ、一年に一回です。

原告代理人 何回ぐらい、そういう表彰を受けたんですか。

証人 五回もらいました。

原告代理人 五回というのと、あなたは、じゃあ、服役中、一度も事  
故を起こしたことがないということですか。

証人 一番最初だけありますけれども。

原告代理人 一回だけ訓戒なんかを受けたことがあったの。

証人 そうです。

原告代理人 そのあとはずっと、そういう微罰事故もなかったわけ。

証人 はい。

原告代理人 それからその中で自動車の整備工の免許を取りました  
ね。

証人 はい。

原告代理人 それはいつごろのこと。

証人 ……

原告代理人 どの刑務所にいたところですか。

証人 岩国刑務所です。

原告代理人 じゃあ、最後のころですね。

証人 そうです。

原告代理人 要するに、成績が良くならないと、そういう特殊な勉  
強もさせてもらえないわけでしょうね。

証人 はい。

原告代理人 自動車整備工は、二級免許ですか。

証人 三級免許です。

原告代理人 それから、もう一つは何でしたっけ。

証人 ガス溶接です。

原告代理人 ガス溶接の免許は、等級はないわけね。

証人 はい。

原告代理人 長い間、無事故で過すというのは、ずい分緊張して、  
仲間の誘いなんかに乗らないで、自重した生活をしてきたと思うん  
だけども、当時、あなたがそういうふうな自戒して刑を務めたそ  
の動機は、どういうことだったんでしょうか。どういうことを考え  
てそういうふうになったんでしょうか。

証人 家族のおかげです。

原告代理人 お母さんは、ときどき、面会に来てくれていたの。

証人 はい。面会に来るたびに、だんだん老けていく母の顔を見てみると、なんとしてでも、大事な母が元気なときに、自分は出たい、と思ったんです。

原告代理人 それから、お姉さんとかお姉さんのご主人とか妹さんが、面会に、ときどき来てくれたわけですか。

証人 はい。妹からの手紙が、やっぱり、自分を大きく支えてくれたと思います。

原告代理人 あなたはこの刑務所の生活の中で、毎日、聖書を読んでいたということですが、これはだれに勧められて読んだんですか。

証人 だれにも勧められていません。

原告代理人 お母さんは、大変熱心なクリスチャンだったようですが、けど、あなたに神様に、お祈りをしなさい、聖書を読みなさい、ということ、あまり勧めなかったですか。

証人 べつに。ただ、家から聖書を差し入れてもらいました。

原告代理人 あなたが毎日毎晩読んでおった聖書というのは、お母さんから送ってもらった聖書ですか。

証人 そうです。

原告代理人 日本語の聖書ですか。

証人 そうです。

原告代理人 いつごろからそういう就寝前の反省の時間というんですか、寝る前、刑務所に、そういう時間がありますね。

証人 はい。

原告代理人 そのときに、あなたが聖書を読むようになったのは、ここへはいつてからどのぐらいたってからですか、どの刑務所にいたときからですか、最初からですか。

証人 水戸からです。

原告代理人 じゃあ、中野刑務所からすぐ水戸少年刑務所に移されていますが、そのころから、そういう習慣だったんですか。

証人 そうです。

原告代理人 あなたが松江の刑務所におったころ、一九六九年、昭和四四年の一〇月に協定永住許可というのがあなたに下りていますが、わかっていきますね。

証人 はい。

原告代理人 これは刑務所のほうで、手続きをしてくれて、で、刑務所の担当かなにかから、こういうことになったよという連絡をうけたんでしょうか。

証人 はい

原告代理人 重い判決を受けた人が刑務所を出ても韓国に送りかえられるということは、当時、あなたは知っていましたか。

証人 静岡拘置所にいたときに、新聞で知りました。

原告代理人 そうすると事件が起きて、二年ばかりたってから裁判を受けることになったわけですが、その最初の裁判を受けるころから、もうそのことを聞いておったわけですね。

証人 最後のほうだと思います。

原告代理人 裁判の最後のころ。

証人 ちょうど、金婚老事件がありまして、そういうことがずっと書いてあったわけです。

原告代理人 そうすると協定永住許可の連絡が来たときは、あなたは嬉しかったでしょうね。

証人 そうです。

原告代理人 これで、ずっとまじめにつとめてきているから、仮釈放は近いとあなたは思っていましたね。

証人 はい。

原告代理人 そして、出たら、年を取ったお母さんに、一日でも早く孝行をしたいという気持だったわけですね。

証人 はい。

原告代理人 そのことが確実にできることになったというふうなことで、大変嬉しく思ったわけですね。

証人 はい。

原告代理人 それが下りてから、あなたが岩国少年刑務所を仮出獄するまでの間は、一年足らずなんです、その間あなたはずっとそう信じて疑わなかったわけでしょうか。

証人 はい。初めに七年以上ということだったので、だめなときはもう許可が下りないと思ってました。

原告代理人 協定永住許可が下りるはずがないと思ってたわけですか。

ね。

証人 はい。

原告代理人 自分が日本に置いてもらえないのなら、

証人 そのときにもう八年だったですから、七年以上ということだったんで、これは協定永住許可はだめだろうと自分は考えてました。

原告代理人 ところがその永住許可が下りたので、もうこれで自分は刑さえつとめれば、日本にできることと、信じこんでいたということですね。

証人 そうです。

原告代理人 実際にあなただが仮出獄を許されたのは、一九七三年、昭和で言うと四八年の九月なんです、この出所に備えて、一週間、自省をするんですか、反省のときというんですか。

証人 内省です。

原告代理人 内省のときというのを、刑務所のほうから命ぜられたね。

証人 はい。

原告代理人 これは、そういうことになれば、出所が近いということが、かなり確実なんですか。

証人 そうです。

原告代理人 それは、いつごろでしたか。

証人 九月、仮出獄だったですから。

原告代理人 九月二〇日ですね。そのどのぐらい前でしたか。

証人 四カ月ぐらい前だったと思います。

(後に提出する甲第一一〇号証を示す)

原告代理人 このノートは、あなたが内省のときに書いたものですね。

証人 そうです、

原告代理人 日付がはいってます。五月一三日、被害者に対してその(1)、というのとその翌日の五月一四日に、被害者に対してその(2)、というところにあなたが書いたのがこれなんです、これは日付もはいっていますし、このノートは表紙の後ろに許可願というのがついているし、後ろに許可証がついていますし、これがその当時あなたが刑務所の中で書いたものであるのはまちがいないですね。

証人 はい。

原告代理人 この文芸クラブ用というのは、あなたが刑務所の中で文芸クラブに属していたのですか。

証人 そうです。

原告代理人 その(1)のここからここまで、ちょっと声を出して読んで下さい。

証人 ここを出所してまず初めに、私は、彼らの前に土下座したいと思います。彼らからあしげにされてもかまいません、私は、あえて甘受致します。それで彼らの心が少しでも晴れることができれば、私は嬉しく思います。私にとって嫌なこ

とは相手にとってもそれ以上に嫌なことだということ。私はもっと早く気がつくべきでした。私はほんとうにばかでした。

原告代理人 彼らというのは、事件の被害者ですね。

証人 そうです。

原告代理人 あなたは事件に、確か三つ関係しておりましたね。

証人 はい。

原告代理人 その被害者等の住所はわかっていましたか。

証人 はい。

原告代理人 一つはどこでしたか。

証人 神奈川県です。

原告代理人 足柄というところでしたね。

証人 はい。

原告代理人 もう一ヶ所は。

証人 伊東市です。

原告代理人 もう一つは。

証人 神戸の垂水です。

原告代理人 あなたはこれを記載した当時、ここに行くのは行きにくいわね、敷居が高いわね。

証人 はい。

原告代理人 けどもかまわずに行って、土下座をして謝りたいと、そういうふうな心の底から思ってたわけですね。

証人 はい。

原告代理人 そういうことを点粉さんに、手紙で書いたこともあり  
ましたか。

証人 はい。

原告代理人 で、仮出獄になってすぐ大村に入れられちゃって、幸  
いこの裁判のおかげで仮放免になって、うちへ帰ることができまし  
たね。

証人 はい。

原告代理人 被害者のところにお詫びに行きましたか。

証人 はい。

原告代理人 出て来てどのぐらいたって行きましたか。

証人 一週間足らずだったと思います。

原告代理人 一週間足らずぐらいで、一番最初はどこに行つたの。

証人 一番最初は、出て来てすぐにこの地裁で裁判だったで  
すから。

原告代理人 第一回のこの口頭弁論があつたね。

証人 はい。

原告代理人 その足で。

証人 いえいえ。それから二・三日たってから、その三つと  
も。

原告代理人 三つとも、ずっと回ったんですか。

証人 はい。

原告代理人 だが、ついててくれたの。

証人 妹です。

原告代理人 被害者の人は、あなたのような人がうちを訪ねてくる  
というのは、かえって誤解して、向こうで気味悪がるとか、あるい  
は、会うことを拒否するとか、そういうようなことがあり得ると思  
うんですが、どんな態度で迎えてくれましたか。

証人 非常に快く、迎えてくれました。

原告代理人 それは結局あなたがいきなり、こんにちわ、といつて  
はいつて行つたの、それとも点粉さんが先にはいつていつたの。

証人 妹です。

原告代理人 妹さんが先にはいつていつて、実はこれこれの事件で  
大変迷惑をかけた犯人たちの一人が自分の兄で、お詫びをしたいと  
いうことですが、会っていただけでしょうか、ということだったわ  
けですか。

証人 そうです。

原告代理人 そういう、妹さんが相手方と交渉をする間、あなたは  
玄関の外にでも待っていたわけ。

証人 そうです。

原告代理人 そしてそのうちへはいつていつて、あなたは何と言っ  
て謝つたの。

証人 ただもうすみませんということで、ほんとうに玄関の  
ところに土下座して謝りました。

原告代理人 それで向こうの人は快く許してくれたということでは

が、具体的にどのような対応でしたか。

証人 反対にこちらの安否を気づかってくれて、いろいろ話を  
をするうちに、今自分は強制退去の身である、という話をし  
たわけです。もしたら、帰り次第その署名用紙を送っていた  
だければ署名もしたいということも言ってもらいました。

原告代理人 そうするとあなたは、そこで最初は土下座して謝って、  
それからどういう事情かということ、あなたのほうの消息を相手  
に聞かれて、それで徴役八年の刑を受けて刑務所に行つて五年ちよ  
つとで出て来たんだけど、自分は韓国人なんで強制退去を受  
ける身になってるんだと、裁判中だという話までしたわけですか。

証人 そうです。

原告代理人 もしたら大変同情して、自分でできることがあつたら  
応援してもいい、と、こういうようなことだったんですね。

証人 はい。

原告代理人 念のために聞いておきますが、あなたはこの裁判でな  
んか有利になるために被害者のところにお詫びに行ったというこ  
とではないんですね。

証人 そういう考えは全く持ってませんでした。

原告代理人 そうだね。

証人 はい。

原告代理人 この日時の経過からいってもそうだと思うけど、それ  
で、ここに文芸クラブ用と書かれてるんで、あなたが刑務所にいた

ころの生活について聞きたいんですが、あなたが持ってた本の中で  
一番大きな本は何だったですか。

証人 広辞苑です。

原告代理人 あのかい本を、いつ買ったんですか。

証人 水戸にいたころだと思えます。姉さんから差し入れし  
てもらったんです。

原告代理人 文章を読む際に字引を引いたんですか。

証人 それもありますけれども、勉強をするには辞書を全部  
読んだほうがいいということだったので、毎日、五ペー  
じから一〇ページぐらいずつ、漢字とその意味を勉強してました。

原告代理人 字引で。

証人 はい。

原告代理人 それはどういう時間にやるわけですか。刑務所の中  
はそう自由な時間はないはずだけど。

証人 就寝の、その前なんですけれども。

原告代理人 一日どのぐらい自由時間があるの。

証人 三時間ぐらいです。

原告代理人 その間、皆ラジオを聞いたり、雑談したりしてるわけ  
ですね。

証人 はい。

原告代理人 そういう時間に、あなたは広辞苑を片っ端から暗記し  
てたわけですか。

証人　そうです。

原告代理人　大変な努力と、何か大きな志を持たなければそういうことをしないとと思うんですけど、そういうことをしたいと思つてたの。

証人　出所したらこれまでの経験を生かして、いろいろと書いてみたいと思いました。

原告代理人　文章を書きたいと、そういう強い要求を持ってたわけ。

証人　はい。

原告代理人　あなたは文学の勉強というのは、刑務所にはいつてからやったんですか。

証人　そうです。

原告代理人　大体どういう人の文章に傾倒したんですか。

証人　片っ端から読んでいましたから。

原告代理人　たとえば、例をあげると。

証人　遠藤周作の「沈黙」とか五味川純平の「人間の条件」、そういうものに感銘を受けました。

原告代理人　遠藤周作の「沈黙」のテーマは信仰の問題ですよ。

証人　はい。

原告代理人　感銘を受けたというのは、あなたの信仰に対してプラスだったんですかマイナスだったんですか。

証人　プラスだったです。

原告代理人　そういう本を読むかわら、字引を暗記してそういう

日本語の語学力というんですか、文章表現力を自分で養つてたということですね。

証人　はい。

原告代理人　協定永任権を取っても韓国に送還されるということがあるんじゃないか、というようなことを言う刑務所の職員はいますか。

証人　いませんでした。

原告代理人　いなかった。

証人　はい。

原告代理人　そういう恐れがあるんじゃないかということを、君は全々聞かなかつたんですか。

証人　聞きませんでした。

原告代理人　そうすると、そういう恐れがあるということを最初に知つたのは、どういう機会だったでしょうか。

証人　広島入管からの取調べです。

原告代理人　広島入管の取調べは、あなたは仮出獄になって直ちに大村に送られたんですが、その何日前ですか。

証人　二・三カ月ぐらい前です。

原告代理人　そうすると、この自省の時間というのが終わって間もなくということですか。

証人　そうです。

原告代理人　入管の係官は、最初はつきりとそういうふうにい



したか。

証人 何をですか。

原告代理人 あなたは刑務所を出れば、退去強制になるんだということ。

証人 いえ。ただ、事実調査をするということで、一番最初は。

原告代理人 事実調査をする調官は、入管の職員のかたは、ことによるとあなたは退去強制になるかもしれないということは、いろいろあなたに話してくれましたか。

証人 二回目ときだったと思います。

原告代理人 記録によると、その年の九月一四日に退去強制命令書が発布されますから、入管のかたがあなたのところへ届けに来たんじゃないかと思うんだけど、そうでしたか。

証人 いえ。刑務所のほうにそういう文書が来て、職員から自分は知らされました。

原告代理人 それであなたは、それを信じられましたか。

証人 ……

原告代理人 信じてことができましたか。

証人 できませんでした。

原告代理人 しかし、結局はほんとうだ、ということを知ったのは、いつでしょうか。

証人 大村へ行ってからです。

原告代理人 大村へ送られてもまだ信じられなかったわけですか。

証人 そうです。

原告代理人 しかし刑務所を九月二〇日に、その一週間後に仮出獄になっているんですが、仮出獄直前にあなたはかなり荒れてたというのをあなたがよくに言ったことがあるんだけど、そういうことがあったんじゃないの。

証人 全々仕事をしませんでした。

原告代理人 それは、もう送還されるかもしれないと。

証人 一四日に命令書を発布されて、それからもう何もやる気がなくなりました。

原告代理人 それでもまさかほんとうに送られるとは思わなかったけれども、退去強制命令が出たというだけで一切のやる気がなくなりました。

証人 はい。

原告代理人 もう目の前がまっ暗という感じですね。

証人 そうです。

原告代理人 それから、仮出獄すると同時に入管の役人があなたを迎えに来て、広島の入管からその足で大村収容所へ送られたわけですね。

証人 そうです。

原告代理人 韓国にほんとうに送りかえられるのかもしれないというのをあなたが知ったときに、目の前がまっ暗になったということ

とですけれども、具体的に言うと、どういふことがあなたにとって一番困るといふんでしょうか、どういふことだったんでしょうか。

証人 恥しいことなんですけれど韓国語もできず、風習、そして韓国の地理も全くわからず、韓国に帰ったところで自分は生活の術を持ってません。

原告代理人 それから、ほんとうに自重して模範囚として仮出獄してきたわけですけれども、最大のアンドの願ひだったお父さんやお母さんのところへ帰れないということもあなたにとって、もう、決定的な絶望ではなかったんでしょうか。

証人 そうです。

原告代理人 あなたは日本で教育を受けたんだから韓国語ができないのは止むをえないわけですが、さっきのお話で兄弟は何人かいますか、これは全部日本にいるわけですね。

証人 そうです。

原告代理人 韓国にあなたのお父さんやお母さんの財産なんてものがあるということも、もちろん、全くないわけでしょう。

証人 ありません。

原告代理人 送還船の乗船者名簿にあなたの名前が載ったというのは、いつごろわかりましたか。

証人 発表されたんです。

原告代理人 いっだったかな、一月の二〇……、船が出る日は、証人 二八日です。

原告代理人 そのどのぐらい前だったですか。

証人 一週間前です。

原告代理人 それであなたはどうしたの。

証人 ……

原告代理人 どこどこへお別れの電話をかけたんですか。

証人 家と、小倉の昌華先生です。

原告代理人 それは、大村収容所でそういうことを許してくれたわけ。

証人 はい。

原告代理人 その費用はだれが出すの。

証人 自分です。

原告代理人 自分で、公衆電話か何からかかけるのを許してもらってかけたわけ。

証人 その中の電話を。

原告代理人 中の電話を有料で使わせてもらって。

証人 はい。

原告代理人 そのときには、電話には、お母さんが出ましたか、お父さんが出ましたか。

証人 母です。

原告代理人 お母さんは何と言った。

証人 べつにそういうことは心配するなということを書いてましたけど、なんとかするからもうちょっと待ってよ、と言

ってました。

原告代理人 裁判を始めておるからそんなことはないと思うから待  
っておれ、と。

証人 はい。

原告代理人 あなたはどうでしたか、とてもじゃないけどもうだめ  
だと思っただんじゃないの。

証人 もう間に合わないと思いました。

原告代理人 昌華先生にもお別れの電話をしましたね。

証人 はい。

原告代理人 先生はどういうことでしたか。

証人 先生も同じようなことを言っ、元気づけてくれまし  
た。

原告代理人 この裁判がその翌年の一九七四年、昭和四九年に始ま  
ったわけですけども、その直前にあなたは仮放免になって、あな  
たはうちへ帰ることができましたね。

証人 はい。

原告代理人 うちへ帰ったときにお父さんの状況はどうでしたか。

証人 帰って会ったんですけども、全く、自分のことを覚  
えてませんでした。

原告代理人 お父さんは、ご病氣は、何だったかね。

証人 あのとときは、脳軟化症だったです。

原告代理人 で、もう、あんたを見分けることもできなくなつた

わけ。

証人 そうです。

原告代理人 あなたをつかまえて、あなたはどなたですか、とか言  
ったんですか。

証人 そうです。

原告代理人 あなたをつかまえて、うちの京煥はということ、あ  
なたの自慢話を始めるといふようなこともあったわけ。

証人 はい。

原告代理人 そういうお父さんの状態を見て、あなたはこういう思  
いをしましたか。

証人 自分自身がなさけなかったんです。こういうふうにな  
したのも自分だと思っただんです。自分がそばにいてもつと大  
事にしてやればそういうことはなかったんだろう、と考えま  
した。

原告代理人 あなたは五年間もお父さんのそういう大事なときにそ  
ばにいてやるのができなかった、そういう自分が事件を起こして  
しまったということではんとうに残念だというか、悲しいというか、  
そういう気持だったんですね。

証人 そうです。

原告代理人 しかし、お母さんはお元気だったわけでしょう。

証人 そうです。

原告代理人 お母さんはあなたが帰ってきて喜んでいましたか。

証人 非常に喜んでくれました。

原告代理人 以来この裁判がずっと続いているわけですが、あなたは韓国居留民団の宝塚の事務所というのかな、

証人 宝塚支部です。

原告代理人 の、事務員になったこともありましたね。

証人 はい。

原告代理人 あそこは給料が安かったわけ。

証人 わかりません。

原告代理人 そこを間もなくやめたのはその民族団体が、言いにくいかもしれないけど、あなたから見るとあんまり好ましくない方向にあるのかなとかということですか、民団に対する一種の批判からあそこにおる気がなくなっただけですか。

証人 そうです。

原告代理人 いろいろ職業ではその後ご苦労をしたようだけれども、今はタクシートの運転手ですね。

証人 そうです。

原告代理人 何という会社ですか。

証人 はとタクシーです。

原告代理人 はとタクシーといえば、大阪では大きいタクシージャないですか。

証人 はい。

原告代理人 そうすると今はあなたは、職業と生活では安定して

わけ。

証人 はい。

原告代理人 お父さんが亡くなられたのはいつだったかな。

証人 今年の春です。

原告代理人 お父さんは、最後は、京都の、

証人 双ヶ丘病院で。

原告代理人 総合病院ですか。

証人 そうです。

原告代理人 精神科ですか。

証人 そうです。

原告代理人 で、お亡くなりになった。お父さんは幾つで。

証人 七三才です。

原告代理人 お母さんは、いつお亡くなりになったんですか。

証人 今年の一月三日です。

原告代理人 お母さんの直接の死因になった病名は何というんですか。

証人 肝硬変です。

原告代理人 お母さんがお亡くなりになるときに、その枕元にいたの。

証人 はい。

原告代理人 お母さんが、意識のあるうちにあなたに言ったことは、どういうことでしたか。

証人 一言、ちゃんと面倒を見てくれと、言いました。

原告代理人 自分の面倒を見てくれということですか。

証人 と思います。

原告代理人 あなたが強制送還されるんじゃないかということを、最後まで心配しておられたというふうに聞いておるんですけれども、そうだったんですか。

証人 はい。

原告代理人 お母さんは、あんたが日本におることができたためなら自分が身代わりになって死んでやってもいいんだ、と、そういうことを言っていたということ聞いていますか。

証人 はい。

原告代理人 お母さんはずい分あなたを愛して可愛がって、最後まであなたのことを愛し続けてくれたわけですが、そのお母さんもすでにこの地上にないわけけれども、今、あなたはそのことについてどういうふうに考えていますか。

証人 いるときはかなり甘えておりましたけれども、亡くなった今は、だからこそ、これまでと違ってより以上に自分を厳しく、そしてまじめにがんばっていきたいと思います。

原告代理人 お父さんやお母さんがもう地上にいらっしやらないのであなたが韓国に強制送還されても、一応、家族離散、親との関係では家族離散という問題は起きなくなったわけですけれども、お父さんやお母さんとの関係で、あなたはなお日本にいないければならな

いと思いますか、どうでしょうか。

証人 いなければならぬと思います。

原告代理人 どういう気持から。

証人 この二九年間生活してきたわけですけれども、

原告代理人 あなたが生まれてから二九年間ですか。

証人 はい。一日たりとも韓国で生活をしたことがないんです。だから韓国に帰るということは、これまでの二九年間の絆が切れてしまうということで、非常にしのびないことです。

原告代理人 お父さんお母さんは若いときに日本に渡航して来られずい分苦労されたわけけれども、そして、ついに日本の土になったわけだね。そういうお父さんやお母さんが過した国、あなたにとっては生まれた国、お父さんとお母さんと過したのはこの日本しかないわけですね。

証人 はい。

原告代理人 そういう意味でせめてお父さんやお母さんの気持に答えてしっかり生きていきたいというのはこの日本なんだと、そういう気持でしょうか。

証人 そうです。

(休憩)

原告代理人 さっきの証言の最初のほうに、宝塚第一中学は公立でない、と、私立だとあなたは言いましたが、これは市立だから公立の意味ですね。

証人 え、かん違いしました。

原告代理人 申京煥君、君の退去強制の事件はもちろん君の事件だけれども、たくさんの人が支援してくれてきょうもたくさんの人が来てくれているね。こういう大勢の人がこの事件にこんなにも支援してくれていることについて、君はどういうふうに思いますか。

証人 まあ、自分は、ここまで来れたということは、教会関係者の皆さん、そしていろんな分野の皆さんの支援があつたからこそなんです。で、これからも、そしてこれからは、そういう支援を裏切らないようにがんばっていききたいと思いません。

原告代理人 君自身は、君自身も認めているように、意思が弱いところがある、というふうに君は考えておるわけだね。

証人 はあ。

原告代理人 こういう真剣な支援者の人達にきょうまで支えられてきたわけけれども、これからも、こういう方達の支えを受けながら、しっかりと生きて行きたいという、強い決心がありますか。

証人 はい。

(甲第四号証を示す。)

原告代理人 これは崔昌華先生に対してあなたが松江の刑務所当時

に出した手紙の、この最後のページの初めの五行だけ、これをちょっと読んで下さい。

証人 刑務を務めたことで償えたとは思いたくありません。

自己を見つめいかに反省し、いかにすれば人間らしい人間になれるか考えてゆきたいと思えます。そしていろいろと勉強もしたいと思つて居ります。一日たりとも無為に過したくはありません。神が私に与えてくれた時間ですから。

原告代理人 この気持は今も変わりありませんか。

証人 はい。

原告代理人 あなたは、あなたの先輩の金達寿とか、李恢成とか、そういう方達のような作家になりたいというひそかな願いを持っていたようですが、今もそういう気持を持っていますか。

証人 多少はあります。

原告代理人 できればしたいということですか。

証人 なれ、ば、です。

原告代理人 努力したい。

証人 はい。

原告代理人 裁判長ならびに裁判官の皆さんに最後にあなたから申上げたいことがあれば、つけ加えて下さい。

証人 日本に自分がとどまるということは、これは、私のすべてではありませんけれども、韓国に帰るときには、自分の意志で帰りたいと思います。先程も申しましたように、今自

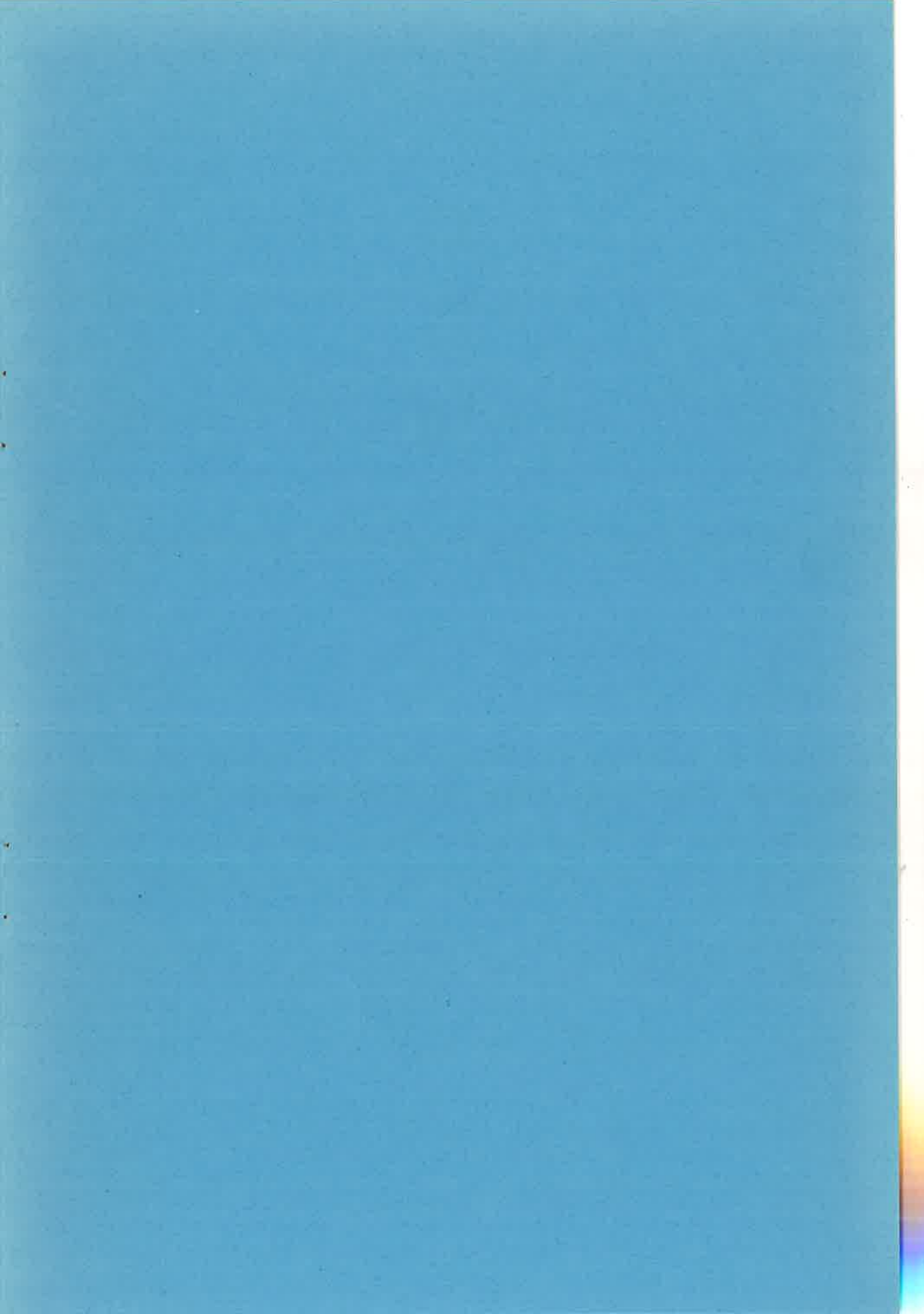
分が帰るということは、言葉、そして地理、そういうことも全くわからず、本当にどうやって生活して行ったらいいのかわかりません。事実自分は大罪を犯しました。そしてその罪に対する罰が八年の刑であり、それを自分は甘受したわけなんですけれども、その刑期をつとめ終えたことで自分の体がきれいに清められたとは思っておりません。被害者の方達のことを考えた場合、自分は自分自身ももっともつと苦しめられなければならないと思っております。しかし一般的に刑期を終えれば放免となりますけれども、私の場合はその罪に對しての罰と、そして強制送還という報復がなされようとしております。韓国人だからということで強制送還というのは、非常に自分は納得がいかないわけなんです。刑法の中にも成績が良好であれば刑期の満了を待たずして仮釈放できるという条項があります。で、合意議事録の中にも人道上の見地からその者の家族構成うんぬんという条項があります。裁判長の英断を切に願望いたします。

The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions. It emphasizes that proper record-keeping is essential for the success of any business and for the protection of the interests of all parties involved. The document then outlines the various methods and procedures for recording transactions, including the use of journals, ledgers, and other accounting systems. It also discusses the importance of regular audits and the role of the auditor in ensuring the accuracy and integrity of the financial records. The document concludes by stating that the proper management of financial records is a key factor in the long-term success and stability of any organization.



# 証 言 10

証		人	
職業	年齢	氏名	期日
アジア人権センター 事務局長	三一才	有吉克彦	一九七八年二月十四日



原告代理人（中平健吉弁護士） 証人はアジア人権センターの事務局長をしていることですが、主にどのような仕事をしているのですか。

証人（有吉克彦） 日本に在住しているアジア諸国の人々、例えば在日韓国人とか東南アジアからの留学生が日本で生活するうえでさまざまな不便な事があります。例えば入管をめぐるとラブルなどありますがそれらの問題について民間の立場からその解決に努力しています。

原告代理人 証人は、入管問題などについて論文をお書きになったことがありますね。

証人 論文というほどのものではありませんが、書いたことはあります。

原告代理人 この仕事に携わるようになって何年になりますか。

証人 四年くらいです。

原告代理人 その前は、国会議員の黒田寿男先生の秘書をしておられましたね。

証人 はい。

原告代理人 黒田寿男先生御自身がアジアの人々の問題に深い関心をお持ちでおられる訳で、先生の御仕事のうち、いま言った関係の部分を書書の時代から担当して来られたのですね。

証人 はいそうです。

原告代理人 私たちは日韓会談の記録をさがしていたのですが、そ

その会談記録を証人は東京大学の東洋文化研究所のライブラリーで見つけられたわけですが、そのいきさつについて話して下さい。

証人 記憶はあまり定かではありませんが、たしか一昨年だったと思います。私は、この申君の裁判に大きな関心をもっていました。というのは、協定永住権をもっている在日韓国人が強制送還になるということに大きな疑問をもったからです。私は、それらに関する資料を集めるために、個人的に外務省などに当たって調べていたのです。この時も、たまたま東京大学の東洋文化研究所に行って別の資料を調べていたところ、日韓会談の記録があることを知ったのです。

原告代理人 そこで証人は現物を閲覧しましたね。それはどんなものだったのですか。

証人 それは、一冊の厚さが一五〇センチくらい？ 一冊の本には法的地位に関する討議記録だけでなく、日韓基本条約とか、漁業協定の討議記録なども一緒になっています。第六次日韓会談では、そうしたものが二冊ないし三冊になっていたと思います。

原告代理人 その本の製本はちゃんしていましたか。

証人 一応ちゃんとしていましたが、非常に古くなっており、コピーをするために本を開くと製本がぐずれるほどになっていました。

原告代理人 いわゆるわら半紙をつかっているのですか。

証人 紙の質は、それに近い紙だったと思います。

原告代理人 あなたは、ハンゲル、韓国語がおできになりますか。

証人 いや、私はできません。

原告代理人 そうすると、一応第六次とかあるいは法的地位とかの単語をみて、見当をつけて謄写したのですか。

証人 はいそうです。

原告代理人 ここにコピーがあります。これは甲第一〇号証の一、二、三とつけていますが、この韓国語の本文の方ですがこれは証人が東洋文化研究所の図書館から謄写して来たものの一部ですね。

証人 はいそうです。

原告代理人 そしてあなたの方で翻訳を下されたわけですね。

翻訳は、加藤晴子さんという日本女子大の助手をされており、日本朝鮮研究所の所員でもある加藤さんですね。

証人 はい。加藤さんは韓国民族運動史という本を翻訳されており、確かな人をお願いする必要から加藤さんをお願いしました。

原告代理人 この韓国語の議事録ですが、日時、開催場所等を書いており、日本側の代表も入管局長とか、平賀民事局長とか池上検事とか、われわれが知り得る限りにおいては正確なものだと思うのですが、これを記録した筆記者の署名はないのですね。

証人 なかったと思います。しかし内容としては、交渉の担当者が韓国の外務部などに報告をするというような記載があ

ったと思います。

原告代理人 とにかく韓国語のタイプで打たれたものであるわけですね。単なる手書きのものではないですね。

証人 はい。これは、当初の議事録は英語で書かれているもの、日本語と韓国語で書かれているものもあり、第六次では全文が韓国語で書かれていました。

原告代理人 そうしますと、これは韓国側の記録責任者がこれを記録したものに間違いはないでしょうか。

証人 はい。私自身、この文書を何人かの人に見せたわけですが、それらの人々も間違いのない文書であると話していました。

原告代理人 証人は、現物をみているのですが、この議事録が神聖なものであるという根拠について何かあれば述べて下さい。

証人 これを最初にみたときの印象としてですが、最初のページかあるいは全文にわたっていたかはつきりませんが、二ヶ所に赤か黒かのマジックで消した箇所があったことを覚えております。その後、韓国語のできる人と一緒にそれを見たところ、それは韓国語で「秘密」と書かれていたわけですから、要するにこの文書は機密に関するものであると理解したので

原告代理人 そうすると、議事録全体が秘密なのでしょう

証人 そのように解釈できます。

**原告代理人** それをマジックで消してあったのはどうしてでしょうか。

**証人** 理由はわかりませんが、おそらく東洋文化研究所に入ったときに消されたものであろうと、韓国語のできる人と一緒に話した記憶があります。

**原告代理人** 裁判所内で部内限りで印刷したものが本屋の店頭にてていることなどもあります。本来、内部的に資料としてつくられたものがたまたま市中にだされたものであると考えられるでしょうか。

**証人** 私が聞いた話として、東洋文化研究所がこれを買うに当って非常に高いお金を支払ったといわれています。そして買ったところは、韓国の古本屋であったといわれています。この話がどのような根拠にもとづいているかは私は調べておりません。

**原告代理人** 日本語で翻訳されているものをみて証人が他の文書等で確認してあきらかな食違いという点がありますか。

**証人** ここに「入管局第五課長」とありますが、たしか入管局には第五課というのはないと思います。他にはあまり記憶にはありません。

**原告代理人** その点は、文書の記録の人の誤解であろうと思います。内容としてこれほど詳しいものは他に、見たことはありませんが、この文書の信憑性についてどのようにお考えになりますか。

**証人** 私が感じたことは、まず池上努の「法的地位二〇〇の質問」という本があります。これは多くの人に読まれましたが、この本の中に退去強制事由に該当しても救済されると書かれているのですが、その基準はかならずしも明確でないのです。あるいはもっと明確な基準があるのではないかと私は常々思っていたのです。というのは、丁度一九六六年からはじまった協定永住権の申請のとき、この協定永住権をとれば強制送還はされないのだ、というような説明がされていたと聞いていたものですから。例えば民団とか入管の窓口などでそのような話がされていたというのです。私は、そのような話がでてくるには、どこかに根拠があるのではないかと思っていたのですが、この文書を見たときに、なるほどこのような話がされて、その結果先ほどのような説明、話がかけていたのかと私は思ったのです。

1918-1919

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

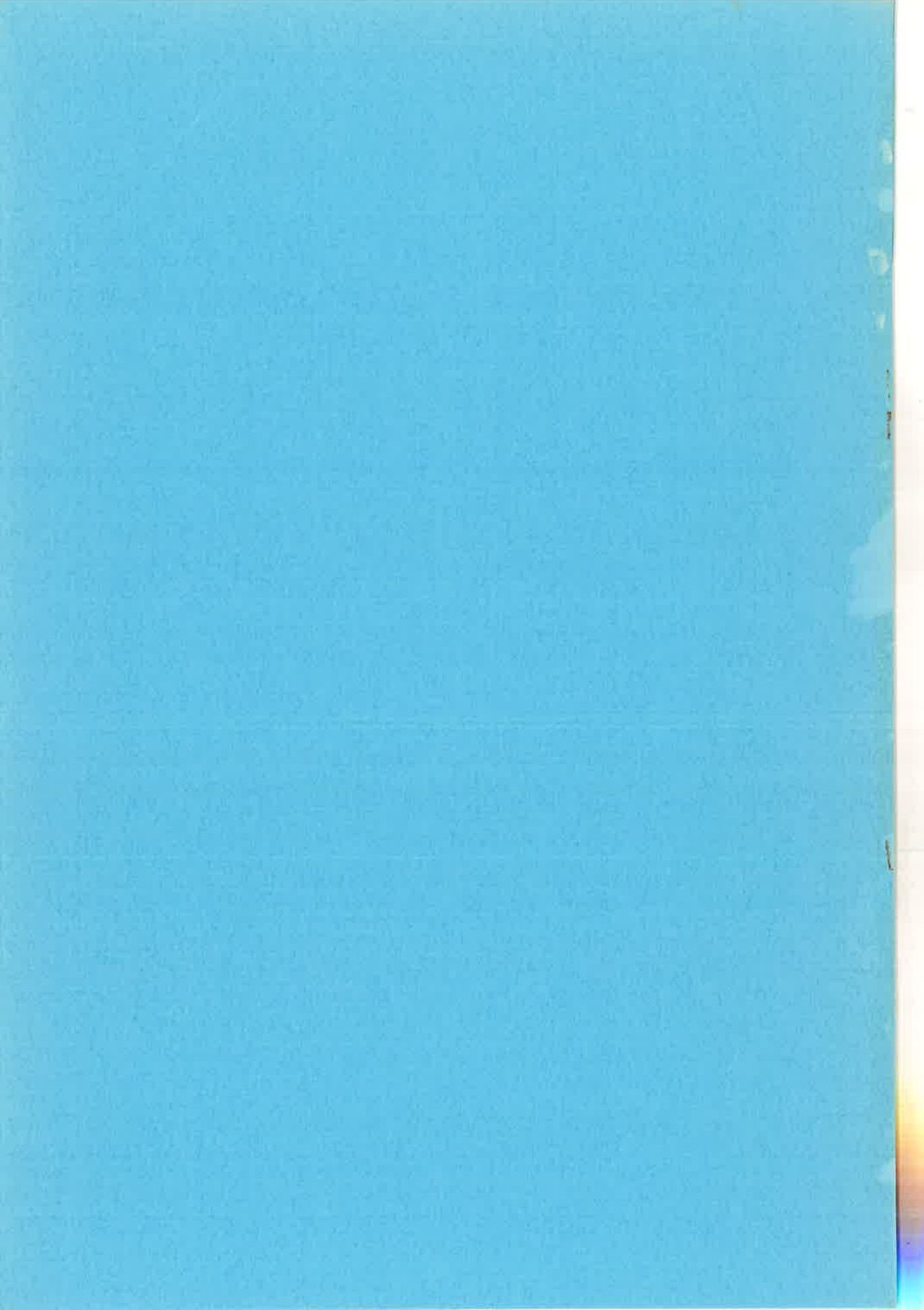
...

...

...

...

...



## 申京煥裁判・証言集・第三集

- 編集・発行 申京煥君を支える会  
兵庫県宝塚市福井町11-1 宝塚福井教会気付  
☎ (0797) 71-1591
- 1978年4月15日発行      ■ 定価200円